

農林水産商工常任委員会資料

(令和元年10月7日)

項目

ページ

1 日米貿易協定の最終合意について

【商工政策課】 …… 1

商工労働部

日米貿易協定の最終合意について

令和元年10月7日
商工政策課
とっとり農業戦略課

9月25日に日米首脳が日米貿易協定の最終合意を確認した上で共同声明に署名し、今後、両国政府で法的な確認作業を終えた後、協定の正式な署名が行われる予定となっています。

今後、国の対策動向などを注視しながら、農林水産分野を中心に、具体的な対策の検討を進めます。

1 日米貿易協定 最終合意のポイント

【農林水産分野】 ※主な品目の関税措置等

主な品目	内 容	TPP協定との違い
牛肉	・16年かけて関税引き下げ(38.5% → 9%) ・発効時にTPP参加国と同水準に関税を引き下げ ・セーフガードはR2年度24.2万トン(※TPP参加国に修正協議を求める)	TPP参加国とのセーフガード修正協議が不調となった場合、事実上TPP以上となる
豚肉	・価格帯によって10年かけて関税引き下げ・撤廃 (高価格帯: 4.3% → 0%、低価格帯: 482円/kg → 50円/kg) ・発効時にTPP参加国と同水準に関税を引き下げ	TPPと同水準
乳製品	・脱脂粉乳、バターに低関税輸入枠は設置しない ・チーズはハード系の関税を段階的に撤廃	TPPでは低関税輸入枠を設置
米	・関税撤廃・削減から「除外」し、輸入枠も設けない	TPPでは米国向け低関税輸入枠(最大7万トン)を設置
果樹・野菜	・ブロッコリーやりんご(生果)等は関税撤廃 ・すいか、梨、ぶどう等は除外	TPPでは3~17%を即時撤廃
牛肉の輸出	・国を特定しない低関税輸入枠65,005トンの確保	TPPでは米国が日本産に牛肉無税枠3,000トンを設定

【商工分野】

輸出品目	内 容	TPP協定との違い
自動車・自動車部品	・関税撤廃については継続協議 ※協定に「更なる交渉による関税撤廃」と明記。具体的な期限は規定なし ・追加関税については、発動回避 ※日米首脳共同声明で「協定の誠実な履行がなされている間、両協定及び共同声明に反する行動をとらない」旨を確認 ※数量規制については、閣僚間で発動しないことを確認	乗用車(税率2.5%)は25年目で撤廃 自動車部品(税率主に2.5%)は8割以上の即時撤廃
その他の工業品	・日本企業の輸出関心が高く貿易量も多い品目を中心に関税撤廃、削減 ①高性能な工作機械(例: 工具、旋盤、鍛造機等) ②日本企業による米国現地事業が必要とする関連資機材(例: エアコン部品、蒸気タービン等) ③今後市場規模が大きく伸びることが期待される先端技術の品目(例: 3Dプリンターを含むレーザー成形機、燃料電池等) ④地域経済を支える米国消費者のニーズが高い品目(例: 楽器、眼鏡等)	工業製品の100%の関税撤廃を実現 家電、産業用機械、化学では、99%以上の即時撤廃

※デジタル貿易でも協定締結。動画、音楽、電子書籍、ソフトウェア、ゲームなど国境を越えた電子データのやり取りについて関税を課すことを禁止。

2 今後の県の取組

日米貿易協定の最終合意を受けて、農業団体と意見交換会を開催し、合意内容等の情報共有を行うとともに、県の対応等について意見交換を行う。

その上で、今後の国の動向などを注視しながら、国への要望活動を含めた具体的な対応策を検討していく。

【参考】TPP11及び日EU・EPAを巡る県内影響(農林水産分野)

協定名	県の影響試算	国の影響試算
TPP11	生産減少額 △11.5億円～△15.8億円	生産減少額 △900億円～△1,500億円
日EU・EPA	生産減少額 △7.9億円～△15.7億円	生産減少額 △600億円～△1,100億円